重度化した場合における指針

医療法人幾嶋医院

認知症対応型共同生活介護事業所
グループホームゆとり庵Ⅰ・Ⅱ

１，ターミナルケアについての基本理念

入所者の重度化に伴い、終末期を終の住処として看取りの介護を希望された方に対し、看取り介護を行うために必要な「医療」「人」「介護空間」を提供し、具体的には、医療連携体制（医療と施設とのオンコール）を実施し、適切な介護空間において、身体的および精神的ケアや、痛みや苦痛を緩和する介護技術を獲得した看護・介護職員による看取り介護を、可能な限り住み慣れた施設で受けることができるように最大限に努め、これらを持って尊厳あるターミナルケアを目指します。

２，ゆとり庵における看取り介護の具体的支援内容

① 身体状況の変化の把握
各職種からの情報収集により、食事摂取状況や日常生活動作、バイタルサインの確認などにより早期の発見と対応に努める。

② 各職種（介護支援専門員・医師・看護師・介護職などの参加によるカンファレンスを開催して介護・看護について計画書の修正あるいは変更を行う。

③ 主治医より、病状の説明を行い、今後の治療方針（インフォームドコンセント）と、希望する終末期をイメージする支援を行う（病院で可能な限りの延命治療を受けたい。もしくは施設において看取り介護を決定する）

＊ 医療機関に入院することを希望された場合は、入院に向けた支援を行う。

④ ご本人とご家族の意向を踏まえ、ターミナルに向けてプランを作成する。

（身体的ケア）

：医療体制、点滴・酸素吸入が必要とされる場合の確認とその他の医療処置の確認を行う。

：栄養と水分量の確保（食べる楽しみをどこまで維持し支援できるか）

：清潔（口腔ケア・入浴・部分浴・清拭・必要な被服の更衣や寝床空間の清潔を含む）

：排泄（尿意便意のある方に対する適切な排泄ケアと便秘に関する調整など）

（精神的ケア）

：疼痛ケア

：コミュニケーション（感情の表出を助ける）を重んじる。

：環境整備（ご本人の趣味の物を置くなどの生活空間、またはプライバシーの確保・室温空調などに関して配慮する）

＊ ご家族に対しての支援（精神面や負担感に配慮しながら、十分に看取りの介護に精神面で参加していただけるような支援を行う）宿泊や付き添いに関する支援。

⑤ 看取り介護の同意と同意書作成（別紙参照）

⑤ 看取り介護の取り組みと実施。変化する状態に応じた介護・看護についての計画書の修正と変更を行い、ご家族・ご本人へ説明と同意を得る（記録の整備）

⑦ 臨終時と死後の対応（エンゼルケアその他死装束などの準備・死亡診断書の作成・葬儀に関する情報提供・遺留品の引き渡しについての検討を行う）

３，看取り介護の開始時期について

看取り介護の開始は、医師により、医学的知見において、回復の見込みがないと判断し、ご家族・

ご利用者に病状説明および判断内容について説明を行い、利用者、もしくはご利用者の意思を代弁できる者が終末期を当該施設で過ごすことの同意を受けて実施するものとする。

4，施設における医療連携体制について

① 事業所は、以下の訪問看護ステーション（以下、「ステーション」という。）との連携により、事業所とステーションの看護師との 24 時間連絡体制を確保する。

名　　称：やまと訪問看護ステーション
所 在 地：福岡県柳川市大和町中島 586-3
運営会社：株式会社 DIGNITY

② 事業所及びステーションの看護師は、常日頃より、利用者の主治医と情報を共有し、急性期においても即応できるよう連携体制を確保する。

③ 利用者の日々の状況について適宜、家族等に対して説明を行い、その不安に対しても対応する。

5，全職員が、看取り介護に関する共通認識を持ち、一定の研修を設ける。

：ターミナルケアの実践に係る知識と理解
：苦痛に関する緩和ケア・精神的ケア
：ターミナル期の介護方法および技術
：緊急時対応、および急変時の連絡ルートの理解
：報告・記録の整備
：インフォームドコンセントについて
：状態観察（バイタルチェックなど）死の看取り
：エンゼルケア
：死亡診断書について、手続き等に関する理解
：儀礼上の留意事項
：葬儀に関する情報提供について
：遺留品・金品の引き渡し事項について

6，入院・外泊期間中における居室確保と居住費などの取り扱いを重要事項説明書に記載する。

7，当指針は、入居者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上にも公開する

附則 1.この指針は、2026 年 10 月 1 日より運用する。